第１０７号議案

府中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 ８ 年１１月２７日

提出者　府中市長　高　野　律　雄

（説明）

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

府中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年９月府中市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【　　】は注記である。）

改正後	改正前
（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）	（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）
第９条　乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。	第９条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。
（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）	（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）
第１０条　乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、事業の実施に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	第１０条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、事業の実施に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
２　省　略	２　省　略
（虐待等の禁止）	（虐待等の防止）
第１３条　乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、	第１３条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、

法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（児童対象性暴力等の防止） 第１３条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	【追　加】
（秘密保持等） 第１８条　乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	（秘密保持等） 第１８条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　省　略	２　省　略
第２０条　省　略	第２０条　省　略
２　省　略	２　省　略
３　この章において「余裕活用型乳児等通園支援事業」とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第２５条第２号において同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。同条第４号において同じ。）を行う事業所において、これらの施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がこれらの施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項又は第２９条第１項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を差し引いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。	３　この章において「余裕活用型乳児等通園支援事業」とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第２５条第２号において同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。同条第４号において同じ。）を行う事業所において、これらの施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がこれらの施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を差し引いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。
（準用）	（準用）
第２６条　第２３条及び第２４条の規定は、余裕活用型乳児等	第２６条　第２３条及び第２４条の規定は、余裕活用型乳児等

通園支援事業について準用する。	通園支援事業について準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とする。
（電磁的記録） 第２７条　乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	（電磁的記録） 第２７条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１３条の次に１条を加える改正規定は、令和８年１２月２５日から施行する。